

## 契約保証金の取り扱いについて

### 1. 契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付する場合(島根県会計規則第69条)

- ・落札者は、契約を締結する前に出納局審査指導課に契約保証金を納付すること。

### 2. 納付の免除を受ける場合

#### (1) 契約保証保険契約による場合(島根県会計規則第69条の2第1号)

- ・この入札について、島根県教育庁埋蔵文化財調査センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を契約の締結前に提出すること。

## 契約保証金の納付に用いる「小切手」例

小切手	
支払地	松江市〇〇 株式会社 〇〇〇〇銀行 〇〇支店
金額	¥2,000,000★
上記の金額を 持参人 殿へこの小切手と引き替えに お支払い下さい。	
拒絶証書不要	株式会社 〇〇〇〇銀行 〇〇支店
振出日	令和6年〇月〇日
振出地	松江市
	支店長 〇〇〇〇 印

ポイント①  
交換所が松江であること!

ポイント③  
=引として下さい!

銀行  
渡  
り

ポイント②  
銀行振出であること!

### 注意点

- ポイント① 交換所は松江としてください。
  - ポイント② 銀行振出としてください。
- ①と②は必須条件です。

ポイント③ 小切手搬送時のリスク軽減のために=としていただければ助かります。

※金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手で、松江市内の交換所で即時交換出来るもの。